

鳥取県新型コロナウイルス等対策行動計画変更（案）に
係るパブリックコメント等の実施結果

本県では、鳥取県新型コロナウイルス等対策行動計画を策定し、各種の対策を進めているところですが、訓練成果の反映、鳥取市が保健所を設置し県東部地域で感染症対策を実施することとなったことなどにより、行動計画を変更することとし、県民の皆様から幅広く御意見を伺うため、パブリックコメント及び県政参画電子アンケートを実施しました。

記

1 募集期間

区 分	募集期間
パブリックコメント	令和元年6月14日（金）～7月5日（金）
県政参画電子アンケート	令和元年6月14日（金）～6月24日（月）

2 意見募集の方法

(1) パブリックコメント

パブリックコメントに係るチラシ、同計画変更（案）を県ホームページで公開するとともに、県庁県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館及び市町村役場に配架しました。また、報道機関への情報提供及び新聞掲載を実施しました。

意見は、郵送、ファクシミリ及び電子メールのほか、パブリックコメント資料を配架した場所において、設置した意見箱又は窓口で受け付けました。

(2) 県政参画電子アンケート

公募により選考した県政参画電子アンケート会員に、インターネットのアンケート画面にアクセスして、質問に回答していただきました。

3 応募のあった意見

(1) 意見の数 19件（12名）

(2) 主な意見及び対応方針等 別紙のとおり

4 今後の予定

パブリックコメント等の意見を盛り込んで変更した鳥取県新型コロナウイルス等対策行動計画について、9月議会報告を行いホームページ等で公表します。

5 その他

今回の意見およびその対応結果については、県のホームページでも公表します。

別紙：鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画の一部変更に係るパブリックコメント等の意見概要と対応方針

<対応方針欄について>

①反映した（一部反映も含む）、②記載済、③今後の検討課題、④反映できないもの、⑤その他

1 パブリックコメント

項目	主な意見	件数	対応方針
保健所連絡調整会議	県と鳥取市が統一した対応を図るため、県の保健所と鳥取市保健所による技術的な検討を行うため、保健所連絡会議を設置することとしているが、医師、看護師の確保も進めておくことも必要。	1	② 医療提供のため必要があると認めるときには、医師、看護師等の医療関係者に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいて、医療を行うよう要請をすることを定めており、これにより医療関係者の確保を図っていきます。
総合的な情報収集	情報収集については、県内の発生状況を、県、鳥取市及び市町村と協力して実施するよう規定してはどうか。	1	① 学校や地域での発生情報の収集については、市町村の協力が必要であり、そのように規定して的確な情報収集を行っていきます。
発生時の情報提供	県民に対する情報提供を行う手段として、ソーシャルネットワーク（SNS）が追加されているが、メールも活用してはどうか。	1	① 現在でも一般の感染症の警報発表等の情報提供に、あんしんトリピーメールを利用していますが、新型インフルエンザ等の情報提供でも利用するよう規定し、適切に情報提供していきます。
	高齢者、障がい者等に対しては、多様な伝達方法（手話、文字等）を選択するようにすることか必要。	1	② 新型インフルエンザ発生時の情報発信には、ご意見の手段も含めて多様な伝達手段により情報発信を行うこととしています。
	外国人の増加対策として、多言語表記の実施、通訳サービスの利用や通訳ツールを活用して、多言語での通訳者の確保が必要。	1	② 通訳者の確保のため、民間事業者の通訳サービスを利用する計画としています。
発熱相談センター	海外発生期には県及び鳥取市保健所に発熱相談センターを設置し、症状のある方は相談をして、医療機関を受診するよう案内することとなっているが、事前に電話相談するよう追記してはどうか。	1	① インフルエンザ症状のある方には、事前に電話で発熱相談センターに相談するようお願いすることとしていますので、そのように明記して、県民に案内していきます。
	外国人相談対応のため、外国人専用電話の設置、通訳サービス導入等の対応のほかにも、診療できる医療機関を増やすような対応が必要。	1	② 外国人労働者や旅行者の増加による医療機関の多言語化を目的として、歯科や薬局を含む医療機関に対して、翻訳ツールの整備費補助金を交付する等の対策をしていますが、継続的な対策を行うことが必要と考えており、参考にさせていただきます。
医療機関での外国人対応	外国人の受診に備え、院内表記の多言語化、翻訳ツールの導入のほかにも、言語が違うので診察室や待合を別にする対応が必要。	1	③ 医療機関のスペースや施設の改修が必要となりますので、ご意見も参考としながら、患者の発生状況や医療機関の状況を踏まえた対応を行います。

2 県政参画電子アンケート

項目	主な意見	件数	対応方針	
事業所従業員の休暇	自身が感染した場合や子どもが感染して看病が必要な場合などに、会社の休暇が取りやすいような対策が必要。	6	①	事業者には、症状のある従業員の健康管理・受診の奨励を要請することとしていますが、まん延防止の観点から、従業員の適切な休暇取得についても要請をするよう規定します。
情報提供の手段	<p>情報提供は、次のような様々な手段で実施するようしてはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スーパーマーケットへのポスターの掲出 ・学校を通じたチラシの配付 ・町内放送、防災行政手無線 ・公民館を通じた情報提供 	4	② ③	既に「県は、県民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し」と規定されています。より具体的な情報提供手段は、行動計画の下部規程となる新型インフルエンザ等対応マニュアルに記載して、発生時の状況に応じて適切な情報発信を行っていきます。
	情報の入手手段として、テレビ、ラジオ、新聞ではなく、SNS（LINE）やあんしんトリピーメールを利用も有効と考える。	1	①	情報提供手段として、SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）については今回の一部変更で追加することとしています。また、あんしんトリピーメールについても、新型インフルエンザ等の情報提供でも利用するよう規定し、適切に情報提供してまいります。